

# 造礁サンゴの特別採捕許可についての要望

日本サンゴ礁学会サンゴ礁保全委員会

2004年12月11日

## 基本的見解

日本サンゴ礁学会は、我が国のサンゴ礁が荒廃の一途をたどっていることに強い危機感を持っている。沖縄県漁業調整規則（以下、規則と略記）は、漁場や水産資源の育成の場としての造礁サンゴ（以下、サンゴと略記）の意義を認め、これを保護することを目的として第33条2項<sup>\*</sup>にサンゴの採捕を禁止する規定を設けていると理解し、現状ではサンゴを保護する上で最も重要な規則であると考え、サンゴの採捕を意図して、その適用除外に関する規定（第40条<sup>\*\*</sup>）に基づき特別採捕許可（以下特採と略記）の申請があった場合には、沖縄県下のサンゴ群集の保護・保全のために、以下のような項目に十分に配慮されているかどうかを今一度慎重に審査し、申請内容に応じて必要な制限・条件を付して許可するとともに、許可内容を公表することを要望する。特に、流通を意図したサンゴの採捕を許可する場合には、密漁や違法な採捕を抑止する対策の構築、サンゴ流通の実態把握、既存サンゴ群集への影響を極力小さくするための指針づくり、審査の透明性の確保などを行って、サンゴ礁保全に悪影響を与えるような特採がむやみに増えることがないようにしていただきたい。

### 1. 既存のサンゴ群集へ大きな影響が及ばないこと

サンゴの採捕において危惧されるのは、既存のサンゴ群集の弱体化である。特に、採捕が希少な種に集中した場合は、その個体群の絶滅をもたらす恐れがある。このため、特採申請前に採捕場所の事前調査を義務づけるべきである。採捕許可にあたっては、その調査結果に基づいて、既存サンゴ群集への影響が極力小さくなるように制限・条件を付すことが必要である。また、申請件数の増加による影響が懸念される場合には、年間の採捕許可量を制限するなどの対策も検討していただきたい。

### 2. 移植事業が効果を得られる見込みのある計画であること

特採によるサンゴ断片の移植事業は、衰退したサンゴ群集の回復を意図したものであろうが、効果が検証されていないものや、計画性のない事業も散見される。その方法や期待される効果など、事業計画の科学的な裏付けの有無と妥当性を検討する必要がある。養殖目的の特採においても、その後サンゴ断片の移植を実施する場合には、その計画の科学的な裏付けの有無と妥当性を検討する必要がある。

### 3. 違法な採捕を助長させないこと

これまで沖縄産のサンゴが観賞用として県外に流通することは比較的少なかったが、特採をむやみに許可すれば、移植用のサンゴや違法に採捕されたサンゴが観賞用として市場に大量に紛れ込む恐れがある。その結果、天然のサンゴはますます減少するであろう。特採によ

って採捕されたサンゴをほかのサンゴと区別する方法と、その後の流通を追跡できる方法などの対策が必要である。

#### **4．特採を許可するにあたっては許可内容を公開すること**

特採審査の公平性などについて疑義が生じないように、許可内容は事業の目的を含めて公表されるべきである。また、サンゴ採捕の現場は目が行き届きにくいこともあり、密漁や不適切な採捕が増える可能性がある。これを極力抑制するには、許可案件を周知し、一般による監視を助長することも有効である。

- \* 第33条2 かめ類が放産した卵および造礁サンゴ類(腔腸動物のうち石さんご目、ひどろさんご目、やぎ目、くださんご目を言う。)はこれを採捕してはならない。
- \*\*第40条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。